

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第一号

### 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（常任委員の選任時期及び任期）」に改め、同条第一項中「常任委員の任期は」を「常任委員は、速やかに選任するものとし、任期は」に改める。

第四条に次の一項を加える。

- 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
- 第五条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

### 附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。